

政令第七十三号

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第一条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第六条の七第二項中「名目手取り賃金変動率に法第四十三条の四第四項第一号に規定する調整率を乗じて得た率」を「法第四十三条の四第一項に規定する算出率」に改め、同項第一号中「又は第二号」を削り

、同項第二号中「第四十三条の四第四項第三号」を「第四十三条の四第四項第二号」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「第二十七条の四第三項及び第二十七条の五第三項」を「第二十七条の四第四項及び第二十七条の五第四項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「以下この条及び」を削り、「物価変動率に調整率（改正後厚生年金保険法第四十条の四第四項第一号に規定する調整率）」を「基準年度以後算出率（厚生年金保険法第四十三条の五第一項に規定する基準年度以後算出率）」に改め、「以下この項及び」及び「を乗じて得た率（当該乗じて得た率が一を下回る場合にあつては、一）」を削り、同項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第

二号とする。

第二百二十条第二項中「物価変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が一を下回る場合にあっては、一）」を「基準年度以後算出率」に改め、同項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とする。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項中「物価変動率に調整率（改正後厚生年金保険法第四十三条の四第四項第一号に規定

する調整率」を「基準年度以後算出率（厚生年金保険法第四十三条の五第一項に規定する基準年度以後算出率）に改め、「以下この項及び」及び「を乗じて得た率（当該乗じて得た率が一を下回る場合にあつては、一）」を削り、同項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とする。

第二百二十二条第二項中「物価変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が一を下回る場合にあつては、一）」を「基準年度以後算出率」に改め、同項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とする。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。